

年 月 日

## 特別徴収税額の納入に係る郵便局の指定等について

特別徴収税額を郵便局で納入する場合は、地方税法の規定により本町が当該郵便局を取扱局として指定することとなっています。

つきましては、同封の「町民税・県民税（特別徴収税額）納入取扱局指定通知書」に利用される郵便局名を記載のうえ、当該郵便局に提出してください。

なお、一度提出すれば引き続き利用できます。

郵便局長 様

みなかみ町長

### 町民税・県民税（特別徴収税額）納入取扱局指定通知書

地方税法第321条の5第4項の規定により、貴局を本町の町民税・県民税（特別徴収税額）納入取扱局に指定したので通知します。

記

- 1 口座番号 00390-2-960029
- 2 加入者名 みなかみ町会計管理者
- 3 取りまとめ店 ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター

問い合わせ先

税務課住民税係

電話 0278(62)2111 内線473